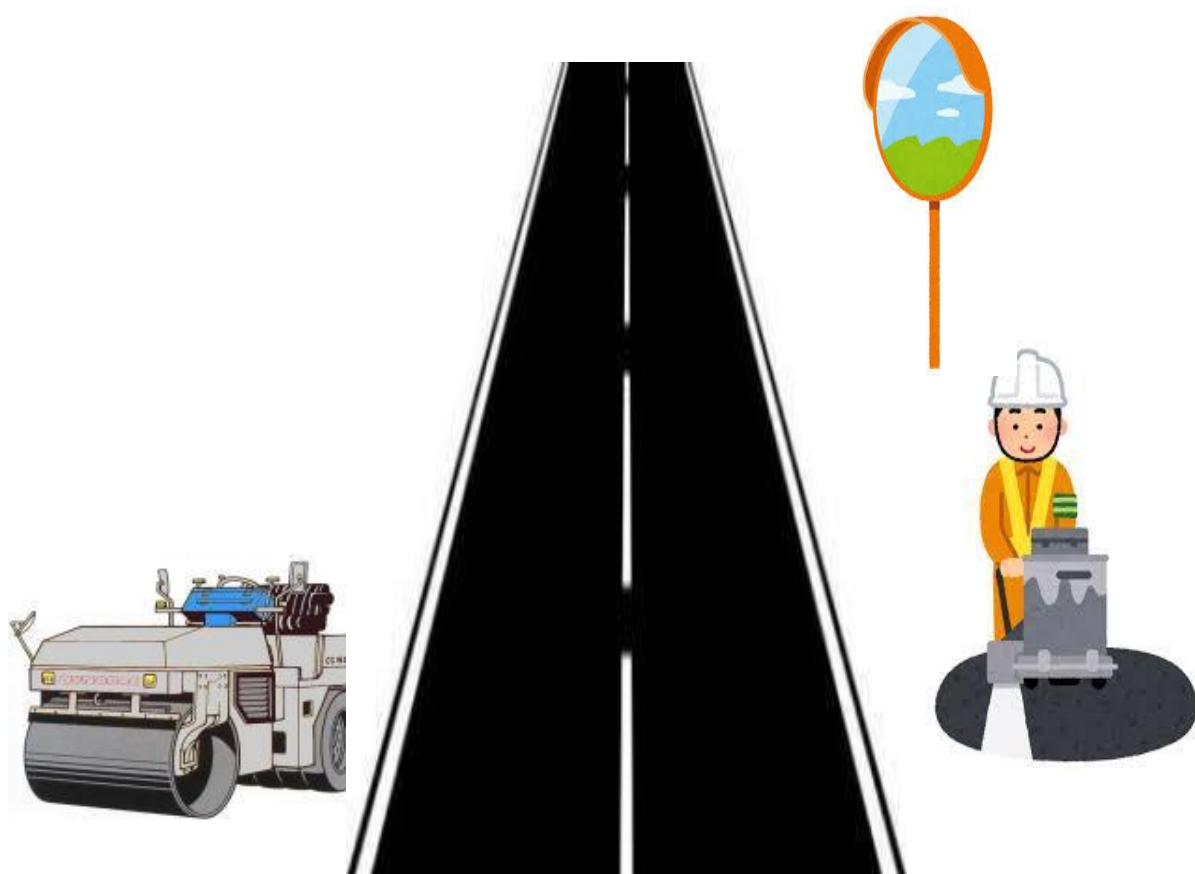


私道整備事業補助金交付制度の手引き

(令和6年度)



奈良市

目 次

I	制度のあらまし	2
1.	私道とは	2
2.	補助金の交付対象事業	2
3.	補助対象工種及び補助基準額、補助率	3
4.	補助申請のできる人（補助対象者）	4
5.	補助制度の説明	4
6.	審査	4
II	補助制度の流れ	5
III	補助金交付申請のしかた	6
1.	申請書の提出期間	6
2.	申請書の提出先	6
3.	申請書類と添付図書	6
4.	申請書の提出	7
5.	申請に当たっての注意事項	8
IV	補助金の交付決定から受領まで	8
1.	交付の決定	8
2.	交付決定の時期	8
3.	決定の通知	8
4.	決定の取り消し	8
5.	工事の着手	9
6.	実績報告	9
7.	補助金の確定通知	9
8.	補助金の請求及び受領	9
V	整備工事完了後	9
1.	私道の維持管理	9
VI	私道整備事業補助金交付要綱第4条第3項ただし書の規定に関する取扱いについて	10
VII	私道整備事業補助金交付要綱第4条第1項及び第5条1項に規定に関する取扱いについて	10
VIII	申請書類チェックリスト	11

I 制度のあらまし

1. 「私道」とは

この補助制度で「私道」とは、国、地方公共団体以外の者が敷地を所有し、維持・管理を行っている公道以外の道路で、一般交通の用に供されているものをいいます。

公道とは

- (1) 道路法第3条に掲げる道路(国道、県道、市道)
- (2) 他の法令により国、地方公共団体等が維持・管理を行う一般交通の用に供されている道路

2. 補助金の交付対象事業

- ・舗装工事(新設工、打替工、オーバーレイ工)
- ・交通安全施設整備工事
- ・その他工事(市長が特に必要があると認める工事)

※補助金額については、補助金の交付対象事業ごとに算定をします。

補助を受けられる「私道」は次の要件をすべて備えていることが必要です。

- (1) 私道を所有する者及び私道に接する出入口を有する住居に居住する代表者全てから、当該整備事業を行うことについて承諾を得ていることが必要です。(ただし、やむを得ない理由により私道を所有する者の承諾が得られない場合は、申請者の確約書を持って代えることができます。)
- (2) 次のいずれかに該当する私道
 - ア 両端又は一端が最低幅員4メートル以上の公道と接している最低幅員が0.9メートル以上の私道
 - イ 最低幅員が1.8メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している最低幅員が1.8メートル以上の私道
 - ウ 最低幅員が0.9メートル以上の公道又は私道により最低幅員4メートル以上の公道に接続している最低幅員が0.9メートル以上1.8メートル未満の私道
- (3) 私道に出入口を有する、所有者の異なる住居が2戸以上あること。
- (4) 工事に支障となる地下埋設物がないこと。当該私道について1年以内に掘削計画がないこと。
※地下埋設物業者(奈良市企業局：水道・下水道、大阪ガスに事前に確認を行ってください。)
- (5) 以前に当該補助制度を利用した補助対象区域の私道については、工事後10年を経過していること。
- (6) 代表者に奈良市税の滞納がないこと。

※納税証明書(人の目に触れない形でお願いします。)

3. 補助対象工種及び補助基準額、補助率

舗装工事面積は原則最低40㎡（延面積）とし、道路幅員の半幅以上を対象とする。

但し、幅員0.9～1.8m未満の私道に関してはこの限りではない。

工種	私道の性格		補助基準額規格(m)	補助基準額(円)	補助率	限度額(万円)
アスファルト 打替え（機械）	通り抜け	4～	4～	6,600	9割	500
		1.8～4	3～4	6,600	8割	125
			1.4～3	9,800		
		0.9～1.8	1.4～1.8	9,800	7割	80
			0.9～1.4(人力)	12,400		
	行き止まり	4～	4～	6,600	7割（6戸以上）	80
			4～	6,600	6割（6戸未満）	50
		1.8～4	3m以上	6,600	6割	50
			1.4～3	9,800		
		0.9～1.8	1.4～1.8	9,800	5割	30
			0.9～1.4(人力)	12,400		
アスファルト 新設（機械）	通り抜け	4～	4～	7,400	9割	500
		1.8～4	3～4	7,400	8割	125
			1.4～3	8,700		
		0.9～1.8	1.4～1.8	8,700	7割	80
			0.9～1.4(人力)	10,700		
	行き止まり	4～	4～	7,400	7割（6戸以上）	80
			4～	7,400	6割（6戸未満）	50
		1.8～4	3～4	7,400	6割	50
			1.4～3	8,700		
		0.9～1.8	1.4～1.8	8,700	5割	30
			0.9～1.4(人力)	10,700		
アスファルト 打替え（人力）	通り抜け	0.9～1.8	0.9～1.4	12,400	7割	80
	行き止まり	0.9～1.8	0.9～1.4	12,400	5割	30
アスファルト 新設（人力）	通り抜け	0.9～1.8	0.9～1.4	10,700	7割	80
	行き止まり	0.9～1.8	0.9～1.4	10,700	5割	30
オーバーレイ （機械）	通り抜け	4～	4～	2,600	9割	150
		1.8～4	3～4	2,600	8割	125
			1.4～3	2,800		
		0.9～1.8	1.4～1.8	2,800	7割	80
			0.9～1.4(人力)	4,800		

	行き止まり	4～	4～	2,600	7割（6戸以上）	80
			4～	2,600	6割（6戸未満）	50
		1.8～4	3～4	2,600	6割	50
			1.4～3	2,800		
		0.9～1.8	1.4～1.8	2,800	5割	30
			0.9～1.4(人力)	4,800		
オーバーレイ (人力)	通り抜け	0.9～1.8	0.9～1.4	4,800	7割	80
	行き止まり	0.9～1.8	0.9～1.4	4,800	5割	30
交通安全施設整備 道路反射鏡（カーブミラー）				1基あたり 100,000	5割	1基あたり 5
区画線（白線）				1mあたり 800	5割	1mあたり 400円
その他市長が特に必要があると認める工事					5割	50

※金額は令和6年度の金額です。

※補助対象の私道の幅員が1.4m未満もしくは接続する公道又は私道の幅員が1.4m未満の場合は人力舗装で算出します。

※コンクリート舗装については、別途協議する。補助率、補助限度額についてはアスファルト舗装に準じます。

4. 補助申請のできる人(補助対象者)

- (1) 補助を受けようとする私道を所有する方
- (2) 補助を受けようとする私道に面して居住している方
- (3) 補助を受けようとする私道に面した土地の所有者等、実質的に管理している方
- (4) 補助を受けようとする私道が属する地域の自治会等

5. 補助制度の説明

私道整備の実施にあたり、この整備は私道所有者や私道に隣接する住居・土地の関係者、または地域の自治会等が主体となって施工するという認識をもっていただき、「どのような整備をしたいのか」そして「整備費用をどうするのか」等について十分に話し合いをしてください。

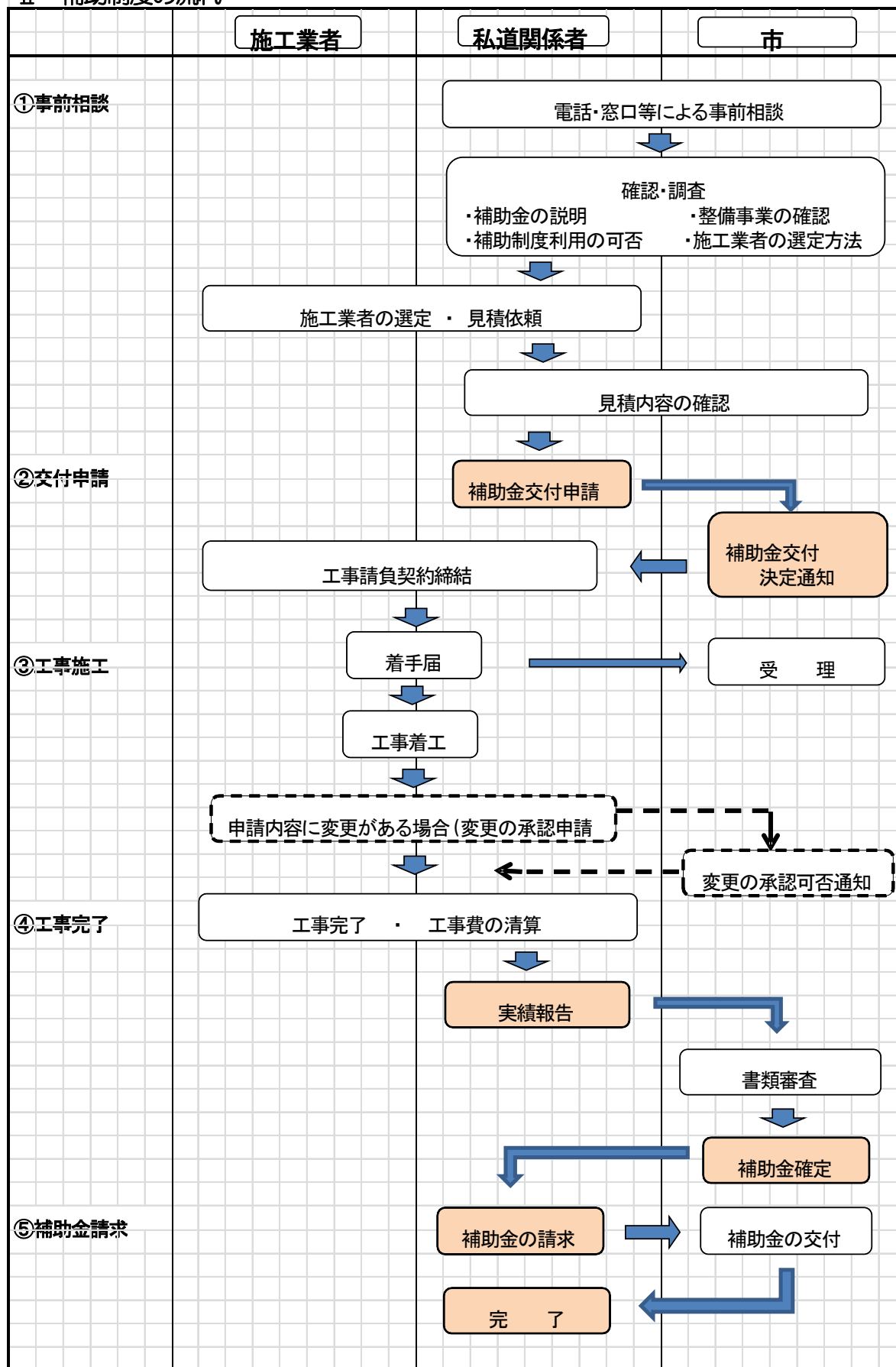
市では、私道整備事業補助制度の内容の説明や補助対象事業の条件に適合するかなど、相談・確認を行います。

※私道の舗装劣化状態により申請を受け付けない場合がございます。

6. 審査

- (1) 申請後書類審査等を行ったうえで、当該年度の予算の範囲内で補助金の交付を決定します。
- (2) 提出書類の不備や補助が適当と認められない場合は、補助金の交付を承認しないことがあります。また、補助額が補助限度額を超えた場合は補助限度額とします。補助限度額についての詳細は上記3. 補助対象工種及び補助基準額、補助率のとおりです。

Ⅱ 補助制度の流れ



Ⅲ 補助金交付申請のしかた

1. 申請書の提出期間

令和6年6月3日(月)～令和6年12月27日(金)

なお、ご相談はいつでも受け付けております。

2. 申請書の提出先

補助対象者は、3. に掲げる必要な図書を作成し下記の課へ提出してください。

奈良市 建設部 道路維持課

奈良市二条大路南一丁目1番1号

連絡先 0742-34-5387 (ダイヤルイン)

3. 申請書類と添付図書 ※消せるボールペンや鉛筆等で記入した書類は受け付けられません。

(1) 補助金等交付申請書 (規則第1号様式)

(2) 計画書 (別記第1号様式)

(3) 位置図

当該私道の位置がはっきりわかる地図、若しくは見取図 (縮尺1/1000～1/5000)

(4) 現況平面図・現況横断面図・計画平面図

実際の工事概要がわかる精度があるもの。当該延長、幅員を記入するとともに、余白に当該面積の計算式を記入してください。なお、側溝等を含む道路幅員を () 書きしてください。

(5) 補助対象者名簿 (別記第2号様式)

補助対象者である私道を所有している方、私道に面している住居、土地の居住者、関係者の代表者の方、私道の属する地域の自治会等の中から補助制度を受ける方を記入してください。

(6) 所有権者の承諾書 (別記第3号様式) ※印鑑証明書を添付してください。

私道整備事業の施工に際し、関係する土地のすべての所有権者の承諾を証する書類です。ただし、土地の所有権者の所在不明等、別に定める理由で一部の所有権者から承諾を得ることができない場合には、(9)の確約書を提出する必要があります。

◆当該敷地に係る公図及び登記事項証明書又は登記事項要約書を添付してください。

※カーブミラーを電柱に共架する場合…土地所有者の承諾書は必要ありません。関西電力やNTT など電柱管理者の共架の許可等の写しで結構です。

(7) 誓約書 (別記様式第5号様式) ※印鑑証明書を添付してください。

(8) 工事費見積書 (数量計算書を含む。)

業者が適正な工事の方法とその費用を見積もっているかどうかを判断するとともに、補助決定の審査材料に利用しますので、原則として工事請負予定人の見積書を添付してください。なお、補助対象となる整備工事以外に同時施工する付帯工事等があり、同一契約により施工される場合は補助対象工事の見積もりとは別に、若しくは補助対象工事と付帯工事の区別が明確に確認できる見積書を提出してください。

- (9) **確約書**（別記第4号様式） ※印鑑証明書を添付してください。
 承諾が得られない理由1～4を記入し、その根拠となる書類を添付してください。
- (10) 市税の滞納がない旨を証明した書類
納税証明書（前年度分のものを人の目に触れない形でお願いします。）
- (11) **相手方登録申請書**（補助金交付申請書と同一印鑑でお願いします。）
- (12) その他市長が必要と認める書類
 工事で発生する土、廃棄物が適正に処理されていることを確認するための産業廃棄物管理票（マニフェスト）等。また、補助対象工事で市長が特に必要があると認めた工事においては、その製品のカタログなどを添付してください。

4. 申請書の提出

申請書提出前に、整備事業の補助対象要件すべて再度確認してください。要件に該当しないと補助制度を受けられません。

申請書類一覧

1	補助金等交付申請書（規則第1号様式）
2	計画書（別記第1号様式）
3	位置図
4	現況平面図・計画平面図・計画横断面図
5	補助対象者名簿（別記第2号様式）
6	所有権者の承諾書（別記第3号様式） 印鑑登録証明書 公図及び登記事項証明書又は登記事項要約書 確約書（別記第4号様式） 印鑑登録証明書
7	誓約書（別記第5号様式） 印鑑登録証明書
8	工事費見積書（数量計算書）
9	納税証明書（申請者分のみ。人の目に触れない形でお願いします。）
10	相手方登録申請書（補助金交付申請書と同一印鑑でお願いします。）

所有権者の承諾書における所有権者、確約書、誓約書の名義人が同一の場合は、印鑑登録証明書は1通で結構です。

5. 申請に当たっての注意事項

(1) 補助を受けようとする場合は、必ず事前に道路維持課にご相談ください。

(2) 申請者となられる方へ

申請者は工事施工の代表責任者となりますので、地元の意見調整、関係権利者の承諾行為、施工業者の選定、工事の施工、申請書の提出から完了の届出等の諸届のお世話を願うこととなりますが、特に関係権利者の承諾行為は、後日の紛争を予防するために、十分に注意してください。例えば、工事施工中に承諾漏れの権利者から異義申し立てがなされて、工事が中止になった場合など、補助金交付決定の取り消しにより生じる損害賠償等は申請者の責任になります。

(3) 施工業者について

施工業者は、申請者が決定して頂くことになります。業者を選定される際には、「奈良市建設工事等入札参加資格者」に登録されている市内業者等の情報を提供します。

IV 補助金の交付決定から受領まで

1. 交付の決定

申請に基づき道路維持課が書類の内容審査等を行ったうえ交付の決定をしますが、原則予算の範囲内にて交付決定をします。予算の状況により、次年度以降に申請を待っていただく場合があります。

2. 交付決定の時期

申請書を受理後、順次審査を行い、交付を決定します。

3. 決定の通知

交付が決定された場合は、「補助金等交付決定通知書」（規則第2号様式）を、申請者に対して通知します。

4. 決定の取り消し

次に該当するときは、補助金交付決定の取り消し、若しくは、減額、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他奈良市私道整備事業補助金交付要綱に違反したとき。

5. 工事の着手

補助金交付決定の通知を受けたときは、まずは施工業者と十分協議を行い速やかに「着手届」に工事請負契約書又は請書の写しを添えて提出してください。次に着手届記載の工事完了の期限までに工事が完了できるよう工事に着手してください。なお、工事内容が変わった場合など変更等が生じたときは、直ちに「補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書」（規則第3号様式）を提出してください。

6. 実績報告

申請者は、工事が完了したとき「補助事業等実績報告書」（規則第4号様式）に次の図書を添えて提出してください。

- (1) 補助対象事業に係る工事の竣工平面図
- (2) 写真は、着工前、工事中（舗装・路盤の厚みが確認できるもの）、竣工の写真とします。
- (3) その他の書類として、マニフェスト等

実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日から起算して1箇月経過した日まで、又は交付決定を受けた年度の3月1日のいずれか早い日とする。

審査の結果、補助事業が補助金の交付決定における事業量を下回る場合は、交付申請の変更をお願いする場合があります。

7. 補助金の確定通知

実績報告書の書類等を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、申請者に「補助金等確定通知書」（規則第5号様式）により通知します。

8. 補助金の請求及び受領

補助金確定通知書を受けた申請者は、「補助金等交付請求書」（規則第6号様式）を提出してください。「相手方登録申請書」の支払い方法で口座振替を希望された方は、市役所会計課から、指定された金融機関へ振り込みがされます。窓口払を希望された方は、市役所会計課から支払金通知書（ハガキ）が郵送されます。その通知書と相手方登録申請書に使われた印鑑をもって、市役所1階にある会計課で補助金を受け取ってください。

V 整備工事完了後

1. 私道の維持管理

補助金によって整備された私道の日常の維持管理は、皆様で行ってください。

補助金によって整備された私道は、従前と同じように誰もが利用できる状態に保ってください。

Ⅵ 奈良市私道整備事業補助金交付要綱第4条第3項ただし書の規定に関する取扱いについて

1 承諾を得たことを証する文書（以下「承諾書」という。）を省略させることができる場合について

奈良市私道整備事業補助金交付要綱第4条第3項に、やむを得ない理由により承諾書が得られない場合は、申請者の確約書をもって承諾に代えることができると規定している「やむを得ない理由とは、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当するときとする。

(1) 次のいずれかの理由により、権利者の所在を確認することができないため、承諾を得ることが困難であると認められること。

ア 登記上の住所に、私道の整備について意向を確認する文書（以下「確認文書」という。）を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送されたこと。又は確認文書を送付しても何ら応答がないこと。

イ 登記上の所有者の法定相続人の調査を行い、当該法定相続人の住所に確認文書を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送されたこと。又は確認文書を送付しても何ら応答がないこと。

(2) 敷地に係る一筆の土地に共有者又は相続により権利者が相当数存在し、その過半数（各共有者の持分の割合に従う）の承諾がある場合において、全ての権利者から承諾を得ることが困難であると認められること。ただし、補助工事の承諾を得ることができない敷地の権利者（以下「未承諾者」という。）の中に反対又は態度保留の意思表示をしている者がいるときは、この限りでない。

(3) 未承諾者が病気等により意思表示をすることができない場合において、後見人等の代理人が存在しないこと。

2 交付申請書に添付する書類について

(1) 要綱第4条第3項に規定する承諾に代えることができる確約書（様式第4号）

(2) 要綱第4条第3項に規定するやむを得ない理由の根拠となる資料

Ⅶ 奈良市私道整備事業補助金交付要綱第4条1項及び第5条第1項の規定に関する取扱いについて

1 奈良市私道整備事業補助金交付要綱第4条第1項に規定する市長が特に必要と認める工事は、次の工事とする。

(1) 道路排水工事

(2) 床板等工事（占有許可物件に限る）

(3) 防護柵工事

VIII 申請書類チェックリスト

記載内容確認票

申請地 所有者数	人
申請地 筆数	筆

事前確認項目	申請者確認
地下埋設物業者に掘削計画について確認しましたか。	☐

番号	書類種別	申請者確認	市確認
1	私道整備事業補助金交付申請書（規則様式第1号）	☐	☐
2	計画書（別記第1号様式）	☐	☐
3	位置図	☐	☐
4	現況平面図・計画平面図・計画横断図	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
5	補助対象者名簿（別記第2号様式）	☐	☐
6	所有者の承諾書（別記第3号様式） 確約書（別記第4号様式） 印鑑登録証明書 公図（地籍図） 登記事項証明書又は登記事項要約書（地番1筆につき）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
7	誓約書（別記第5号様式） 印鑑登録証明書	☐ ☐	☐ ☐
8	工事費見積書（数量計算書）	☐	☐
9	納税証明書（申請者分のみ。人の目に触れない形でお願いします。）	☐	☐
10	相手方登録申請書	☐	☐

所有者の承諾書における所有者、確約書、誓約書の名義人が同一の場合は、印鑑登録証明書は1通で結構です。